

City Sunrise 情報

Justice & Vigor



発信：弁護士法人
シティサンライズ法律事務所
弁護士 浦田益之
弁護士 和田恵
弁護士 磯谷太一
TEL 058-265-1708
✉ info@urata-law.com

当番弁護士制度について

1. 被告人国選弁護人

刑事事件における弁護人依頼権は、憲法でも「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」（34条前段）とこれを保障している。

これを担保するため、憲法は「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国がこれを附する」（37条3項）の規定を置き、国選弁護人制度を発足させた。

対象は、起訴された被告人であり、経済力に問わらず、弁護人を選任してもらうことができる。選任は、本人の請求によるが、死刑・無期・長期3年以上の拘禁刑などの必要的弁護事件（弁護人がいないと裁判ができない事件）では、裁判所が職権で行う。

国選弁護人の費用は、原則無料（資力があると判明した場合は費用負担を命じられることがある）で、国が負担する。

資力があつて費用を負担して依頼する私選弁護人とは違い、弁護人を選ぶことはできない。

手続としては、日本司法支援センター（法テラス）が弁護人の候補者を裁判所に通知し、裁判所が選任する。

ところで、被告人国選弁護人の割合は圧倒的に高く、約80%前後で推移している。

私選弁護人は約17~20%程度であり、それも減少傾向ときた。

この傾向をどう見るか。

国選弁護を進んで担当する弁護士は、正義心が強く、決して弁護の手を抜いたりしていない。

そこが昔と違ってきたのかも知れない。

2. 被疑者国選弁護人

身柄拘束のケースでは、逮捕から勾留（この間は最長72時間、勾留から起訴—10日の間延長を含めると20日間）に至るが、被告人国選制度は起訴後弁護人が附される。

ちなみに、逮捕や勾留は、人単位ではなく、事件単位がその前提となっている。

2006（平成18）年からは、一定の事件につき、被疑者国選制度が始まり、2018（平成30）年になると、その対象が勾留中の全ての事件に拡大されている。

資力について一定の基準（通常50万円以下）がある。

被疑者国選となった弁護人は、多くの場合、被告人国選も引き受けることになる。

3. 当番弁護士

こうして、逮捕から勾留までの間をどう手当てるかの問題があった。

被疑者が最も法的アドバイスを必要としているのは、この時期になる。

1990（H2）年、大分県弁護士会が先陣を切って、当番弁護士制度に取り組み、1992（H4）年には、全国の弁護士会が一斉に取り込むことになった。

逮捕直後の者からの依頼を受け、弁護士会が派遣する弁護士が警察署などに駆け付けて接見し、一度だけ無料で相談に応じる制度となっている。

依頼は、本人のほか、家族や友人からも可能であり、所管の弁護士会が電話で受け付ける。

本人が希望すれば、その弁護士が私選なり国選弁護人を務める。

当番弁護士のなり手は、所属弁護士会に登録し、そこから派遣される。

ところが、最近の実情としては、当初に比べると、いずれも当番弁護士の登録数が減ってきておりそれが問題化している。

「司法の救急車」としての位置付けになるが、勤務時間外の呼び出し、登録会員の高齢化、使命感頼みの限界などがあり、大きな長曲がり角に差し掛かっている感がある。

刑事手続における防御権の保障に関わる問題であり、若手弁護士の奮起と制度の改革が求められる。

細く・長く・緩く働くべきか

1. ここにきて、若い人たちの働き方がかなり変わってきた。かつては、以下のように、本人もそれを良しとし、企業からは評価・歓迎されたりした。

上昇志向の下、仕事には全力で取り組み、週末の勤務や残業もいとわなかった。

働いて、働いて、働いて、働いてが、双方で一種の美風ともてはやされていた。

企業戦士といわれ、生産力を支えていた。

2. ところが、最近では、出世、特に管理職は目指さず、仕事は最低限のことしかやらない。

かといって、辞めたりはせず、休みはしっかりと、たっぷりと取る。

職場での飲み会には参加しない。忘年会などは嫌ったりする。

3. 働き方を見直したからか。

以前とは違い、生活に余裕ができた、頑張らなくとも何とかなることが分かった、コロナ期の中でリモート勤務を経験し働く意味を問う機会を得た、副業を活かして別の生き方があることを知った、等々その理由が語られたりしている。

4. 一番大きな理由は、何といっても、女性の社会進出にあるようだ。

育児、介護の問題はどうしても避けられず、社会にとっても「多様な働き方」を受け入れざるを得なかつた。

何せ、行政（首相）、検察（検事総長）、弁護士会（日弁連会長）、労働界（日本労組総連合会会長）などのトップは女性が占めている。欧州委員会委員長も、国際刑事裁判所所長も女性が選ばれる時代に入った。

企業サイドからすれば、人手不足の壁が立ちはだかっているとはいえ、退職・中途採用が増え、人事がより難しくなり、組織の活力が維持できるか、従業員の士気が低下しないかなどの不安がよぎる。

長く働いてもらえば、給料が抑制できる利点もあるが、若者の意識や価値の変化を見逃さず、それに対応できる「労働環境」づくりができるかが問われ始めた。

次回案内 岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 2月25日（毎月第4水曜日午後4時5分から）